

令和4年5月

各分譲マンション管理組合
理事長 様

京都市都市計画局住宅室住宅政策課
(担当 鈴木・武田 電話 222-3666)

京都市分譲マンション管理適正化推進計画の策定について（お知らせ）

平素より本市住宅行政の推進に御理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、本市内の分譲マンションの管理の適正化を推進するため、「京都市分譲マンション管理適正化推進計画」を策定しましたので、お知らせします。

つきましては、貴組合員の皆様に周知いただくとともに、計画に示したマンション管理適正指針を踏まえ、管理組合が主体的にマンション管理の維持向上に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本計画に基づき、本年9月から、管理状況の良好な分譲マンションを認定する「管理計画認定制度」の開始を予定しております。

認定申請の手續等については、開始前に本市ホームページに掲載するなど改めて御案内しますので、貴組合におかれましては、事前に認定基準への適合確認を行うなど、申請に向けた準備を進めていただくようお願いいたします。

記

1 分譲マンション管理適正化推進計画について

マンション管理適正化法の改正により、令和4年度から、地方公共団体が管理組合に対し、管理の適正化のために必要に応じて、助言・指導及び勧告を行うことができるようになります。

本計画では、市内分譲マンションの管理の適正化を推進するため、国が定める基本方針に基づき、京都市が管理組合に対し助言・指導又は勧告を行う場合の判断の目安や、管理計画認定を行う基準などを定めています。

京都市住宅政策課のホームページから閲覧・ダウンロードすることができます。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000296430.html>



2 管理計画認定制度について

(1) 概要

分譲マンションの管理組合の運営が一定の基準を満たす場合に、管理状態が良好なマンションとして京都市が認定する制度です。

京都市住宅政策課のホームページから制度概要リーフレットを閲覧・ダウンロードすることができます。（※申請手續や必要書類については、今後、このホームページに掲載します。）

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000297782.html>



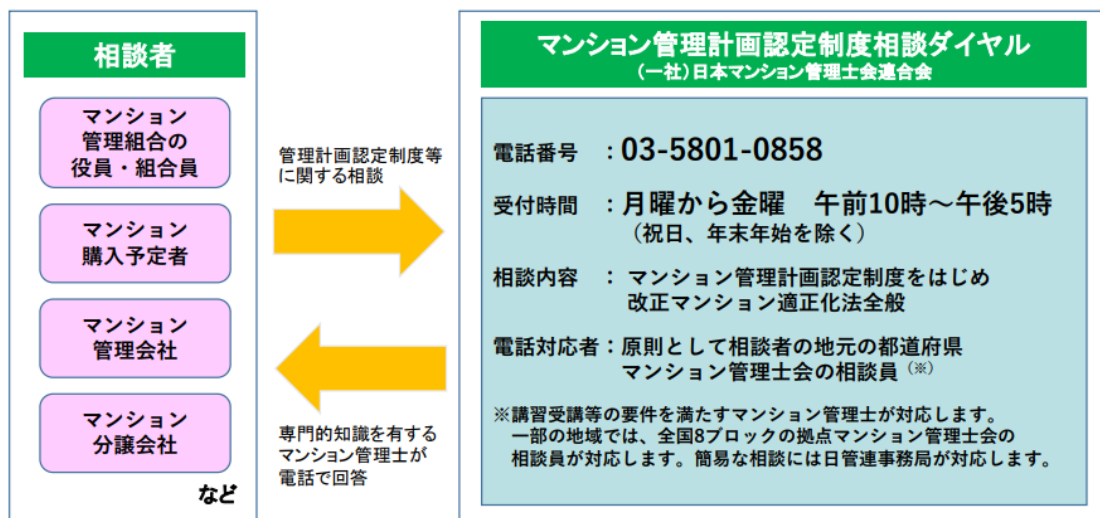
3 管理計画認定マンションへの優遇措置

認定を受けたマンションについては、住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」の融資金利引下げや、管理組合向け債券「マンションすまい・る債」の利率上乘せが予定されています（同封チラシ参照）。

4 「管理計画認定制度」等に関する相談

今年度から、（一社）日本マンション管理士会連合会による「マンション管理計画認定制度相談ダイヤル」が開設されました。

電話相談では、「管理計画認定制度」をはじめ、改正マンション管理適正化法に関する幅広い質問・相談について、マンションの管理の専門知識を有するマンション管理士が回答することとされていますので、積極的に御活用ください。



出典元：（一社）日本マンション管理士会連合会ホームページ

【お問合せ先】

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局住宅室住宅政策課 担当：鈴木・武田

電話 222-3666 / FAX 222-3526